

事 務 連 絡

平成19年3月30日

各都道府県介護保険主管部（局）

介護予防事業主管課 御中

厚生労働省老健局老人保健課

特定高齢者の決定方法等の見直しに関するQ&Aについて

介護予防事業の推進につきましては、日頃より御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、この度、介護予防特定高齢者施策の円滑な推進を目的として、当該事業の対象となる特定高齢者の決定方法等の見直しを行い、平成19年4月から施行することとし、先般の担当者会議において見直し案をお示ししたところです。

その後、市町村等からの御照会を受け、今般、別紙のとおりQ&Aを作成しましたので、貴管内市町村等に対しご周知方よろしくお願いいたします。

特定高齢者の決定方法等の見直しに関するQ & A

（問１）保健事業実施要領において、生活機能等に関する評価区分の文言を見直した理由は何か。

（答）

- 1 基本健康診査においては、平成１８年度より、生活機能の低下の有無及び医学的な観点からみた介護予防事業の利用の適否に関して医師が総合的に判断し、これらについて区分することとしたが、現行の保健事業実施要領においては、当該区分に関する判断の方法や区分の文言がわかりにくいという指摘があったことから、今回、有識者の意見を伺いながら、当該区分の判断方法の明確化及び文言についての見直しを行ったものである。

（問２）基本健康診査における生活機能等に関する評価区分の判断や特定高齢者の決定等は誰が行うのか。

（答）

- 1 基本健康診査の結果に基づく生活機能等に関する評価区分の総合的な判断は医師が行うものである。基本チェックリストの該当項目が特定高齢者の候補者や決定者の基準に該当しているか否かの確認を医師以外の者が行うことについては問題ない。
- 2 また、特定高齢者の決定は、基本チェックリストにおける該当項目及び検査所見等を踏まえて医師が判断する生活機能等に関する評価区分に基づき、市町村において行うものである。

（問３）生活機能等に関する評価区分の自治体への報告様式について、当面、現行の様式を用いることは可能か。

（答）

- 1 「介護予防事業に関するQ & A（平成１９年３月１４日）」の問１に示したように、生活機能等に関する評価区分の自治体への報告様式についても、遅くとも４月中には新様式で対応できるよう準備を進めていただきたい。
- 2 しかし、印刷が間に合わない場合等については、今回の見直しの内容を判定医等に周知の上で、以下のような文言の読み替えを行い、アー（イ）「医学的な理由により次の介護予防事業の利用は不適当」における不適当な事業を別紙または欄外に記載すること等とした上で、当面、現行の様式を使用することはやむを得ない。

現 行

改正後

ア 医療を優先すべき

→ アー（イ）医学的な理由により次の介護予防事業の利用は不適当

イ 生活機能の著しい低下有り

→ アー（ア）介護予防事業の利用が望ましい

ウ 生活機能の著しい低下無し

→ イ 生活機能の低下なし

(問４) 基本健康診査の実施方法として、健診受診者が医師による生活機能評価を受ける前に特定高齢者の候補者の選定を行うことが事務的に困難であるため、生活機能評価を受ける者を特定高齢者の候補者に限定せず、要支援・要介護認定者も含め、広く健診受診者を生活機能評価の対象とすることは可能か。

また、このような実施方法を採用した場合に特定高齢者の候補者以外に実施した基本健康診査について、保健事業費等負担（補助）金の対象となるか。

(答)

- 1 今般の特定高齢者の決定方法等の見直しにおいて、生活機能評価を受ける者を特定高齢者の候補者としたのは、医師による生活機能評価の趣旨、すなわち、医学的な理由により介護予防事業の利用は不適當であるか否かの判断を行うという趣旨を踏まえ、そもそも特定高齢者の決定者となることはない特定高齢者の候補者以外の者については、生活機能評価の対象としなかったところである。
- 2 基本健康診査において行われる、特定高齢者の候補者の基準に該当しているか否かの確認は、
 - ① 医師以外の者が行うことは問題ないとしており、また、
 - ② その確認に要する時間もほとんど必要ないことから、
全体として効率的・効果的な基本健康診査や特定高齢者の把握を行うという観点からは、健診の実施方法の工夫等により、医師による生活機能評価を受ける前に特定高齢者の候補者の選定を行うことが適當と考えられる。
- 3 しかしながら、市町村の実情に応じて、問のような方法により特定高齢者の決定を行う場合でも、結果として特定高齢者の候補者にすべて生活機能評価を行うこととなることから、こうした方法を採用することも可能と考えている。
- 4 こうした場合の保健事業費等負担（補助）金の取扱いであるが、平成１９年度までの老人保健事業による基本健康診査については、生活機能評価を一体として行っていることから、問のような方法により特定高齢者の決定を行った場合でも保健事業費等負担（補助）金の対象となるものである。

(参考)

平成２０年度以降の生活機能評価の取扱いについては、老健事業として基本健康診査と一体として行われるものではなく、地域支援事業として生活機能評価のみを行うこととなることから、地域支援事業交付金の対象は特定高齢者の候補者に対する生活機能評価のみとする予定である。

(問5) 生活機能等に関する評価区分で、「アー(イ) 医学的な理由により次の介護予防事業の利用は不適當」とされた場合、市町村における特定高齢者の決定についてはどのように考えて行うのか。

例えば、「医学的な理由により『運動器の機能向上』の利用は不適當」とされた方について、特定高齢者の決定方法（地域支援事業実施要綱の別紙3）の基準では「運動器の機能向上」しか合致していない場合についてはどのように判断するのか。

(答)

- 1 市町村は、特定高齢者の候補者に選定された者について、生活機能評価の結果等を踏まえて、特定高齢者の決定方法（地域支援事業実施要綱の別紙3）により特定高齢者を決定する。

（参考）特定高齢者の決定方法

例：運動器の機能向上については、基本チェックリストの6～10のうち3項目以上に該当する者

- 2 その際、「医学的な理由により『運動器の機能向上』の利用は不適當」とされた方が、特定高齢者の決定方法の基準では「運動器の機能向上」にしか合致していない場合には、介護予防事業として実施する適切なプログラムがないと考えられることから、当該者は特定高齢者と決定しないことが適當と考えられる。
- 3 また、「医学的な理由により『運動器の機能向上』の利用は不適當」とされた方であっても、特定高齢者の決定方法の基準では「栄養改善」等の「運動器の機能向上」以外に合致しているものがある場合には、介護予防事業として実施する適切なプログラムがあると考えられることから、当該者は特定高齢者と決定することが適當と考えられる。